

港湾・漁港海岸施設愛護実施要領

(定義)

第1 港湾・漁港海岸施設愛護団体（以下、「団体」という。）とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 10人程度以上で構成され、建設事務所長又は港務所長（以下、「建設事務所長等」という。）が相当と認めたもの。
- (2) 港湾・漁港海岸施設等の清掃活動を実施しているもの。

(活動内容及び対象範囲)

第2 都市・交通局港湾課が管理する海岸保全区域及び港湾・漁港施設に漂着したごみ等除去の清掃活動を実施すること。

(報償費)

第3 報償費支払基準

(1) 期間

報償費の対象とする期間は、原則として4月1日から翌年1月31日までとする。

(2) 報告

団体は清掃活動を実施する際、事前に建設事務所長等に報告するものとする。

(3) 提出書類

ア 団体は代表者を定め、団体活動についての実績を別紙様式により市場を経由して建設事務所長等に報告する。また、参考資料として写真（現場／活動前・活動後、人／参加人数の確認）及び名簿を団体代表者の証明を添えて、実績報告と共に1部提出する。

イ 実績報告における参加人数は、作業日毎とし、延人数が把握できるように報告する。

(4) 審査

作業の報告と実績の虚実の審査は建設事務所長等又は市町長が行うこととする。

(5) 報償費の算定

団体に支払う報償費は予算の範囲内で参加人数割とし、次式によるものとする。

活動人数(人)×150(円)以内

(注)ア ただし、1団体につき限度額10万円とする。

イ 人数については、延べ人数とする。

(6) 報償費の支払い

ア 建設事務所長等は、報償費を直接、団体へ一括して支払うものとする。

イ 団体が受領について、市町に委任もしくは契約をしている場合に限り、市町に支払うこともできるものとする。

ウ 建設事務所長等は前項の支払いを完了したときは、受領書を徴取するものとする。

エ 支払後に団体の報告に虚偽が認められた場合は、団体に対し報償費の返還を請求できるものとする。

(7) 予算配分

ア 建設事務所長等は2月8日までに実績報告を港湾課長へ提出する。

イ 港湾課長はすみやかに予算配分を行うこととする。

(表彰)

第4 活動の顕著な港湾・漁港海岸施設愛護団体について、別途、県の定めるボランティア活動功労者表彰要領（秘書課）に基づき、都市・交通局長より知事に推薦するものとする。

(1) 建設事務所長等は都市総務課長からの推薦依頼（例年5月末頃）に対し、港湾・漁港海岸施設愛護団体に関しては、港湾課長へ報告するものとする。

(2) 港湾課長は審査の上、都市総務課長へ報告するものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年3月1日から施行する。